

建設・解体工事を行われる皆さまへ

～騒音・振動の被害を未然に防止するために～

福岡市では、建設・解体工事現場からの騒音・振動に関する苦情相談が、毎年数多く寄せられています。

建設・解体工事は、その特性上、短期間であることが多く、選択できる工法等にも限りがあるため、実施可能な対策には限界がありますが、非常に大きな騒音や振動がしているため、工事関係者の騒音・振動防止に向けた取組が必要不可欠な状況です。

また、建設・解体工事による騒音・振動から生活環境を保全するために、騒音規制法及び振動規制法で特定建設作業が定められていますが、市民から寄せられる苦情相談は、ニブラ等の圧砕機、作業員の資材の投げ落としなど、それ以外のものが多くを占めており、これらへの配慮も含めて工事全体において、より積極的な環境保全に向けた取組が求められています。

そのため、**建設・解体工事の実施にあたっては、騒音・振動苦情を未然に防止する観点から、裏面チェックリストを留意のうえ、周辺の生活環境に十分配慮した工事を実施して下さい。**

騒音規制法及び振動規制法の特定建設作業(概要)

(※詳しくは「特定建設作業のしおり」を参照して下さい。)

- ・ 特定建設作業は、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音若しくは振動を発生する作業として、騒音規制法及び振動規制法により定められた作業のことです。
(例: バイブロハンマ、ジャイアントブレーカー、ハンドブレーカー、一部のバックホウなど)
- ・ 規制基準は以下のとおりであり、基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が著しくそこなわれると認められる場合は、改善勧告又は改善命令の対象となります。

区 分 規 制 種 別	騒 音		振 動
	*1号区域	*2号区域	**1号区域
敷地境界における騒音・振動の大きさ	85デシベル以下		75デシベル以下
作 業 が で き る 時 間	7時～19時	6時～22時	7時～19時
1 日 に お け る 延 作 業 時 間	10時間以内	14時間以内	10時間以内
同 一 場 所 に お け る 作 業 期 間	連続6日以内		
日曜その他の休日における作業	禁 止		

※2号区域は主に工業地域及び工業専用地域(学校等の周囲80m以内を除く)であり、

1号区域は2号区域以外の区域(福岡空港を除く)

※※福岡空港、工業専用地域及び臨港地区の一部を除く全域

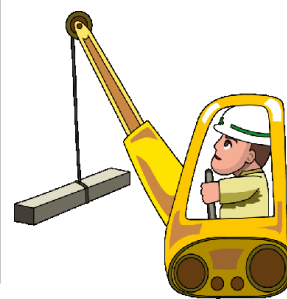
(特定建設作業等工事に関する問い合わせ・届出)

作業を行う場所の区役所生活環境課

電話 東区:645-1061 博多区:419-1070 中央区:718-1092
南区:559-5101 城南区:833-4087 早良区:833-4343
西区:895-7053

(その他の問い合わせ)

環境局環境保全課 電話 733-5386



建設・解体工事におけるチェックリスト

工事の計画・準備段階

- 建設・解体工事を実施する前に、騒音・振動の影響が予測される範囲の住民等(周辺住民)に対して、工事の計画や内容を可能な限り対面により説明して、理解を得るよう努める。(影響は予測よりも広範囲に及んでいることが多く見られます。周辺住民の範囲は広めに取ってください)

説明する内容: 工事の概要、工事期間、作業工程、作業実施曜日と時間、騒音・振動の発生が想定される作業内容(実施期間や時間帯も含む)、騒音・振動防止対策、現場責任者名、苦情発生時の連絡先など

- 周辺住民から工事計画、概要等について説明を求められた場合、丁寧に対応する。
- 工事現場周辺の状況を事前に把握し、必要に応じ家屋調査等の実施を検討する。
- 工事計画の策定にあたっては、工事現場の周辺状況等を勘案して、極力低騒音・低振動の工法や建設機械を採用するとともに、防音塀、防音パネル、防音シートなどを設置して、更なる騒音低減に努める。
- 日曜日、祝日等の休日や早朝、夜間に、著しい騒音・振動が発生する作業は行わないように、工事工程を検討する。
- 機材の搬入、土砂石の運搬等のため大型車を運行する場合には、通行経路、通行時間を十分に検討する。
- 工事現場以外に資材・残土置場を設ける場合は、その周辺の騒音・振動防止についても検討する。

工事期間中

- 複数の建設機械の同時使用を少なくし、その配置を可能な限り周辺住宅等から離す。
- 建設機械の整備不良による騒音・振動が発生しないように、点検整備は十分に行う。
- 建設機械の使用にあたって、過負荷となるような作業等を行わず、丁寧な操作により騒音・振動の発生抑制に努める。
- 建設機械の使用にとどまらず、工事現場への資機材の搬出入、資材の積み下ろしの作業等も騒音・振動に配慮する。
- 機材の搬入、土砂石の運搬等の大型車の運行が過度に集中しないように配慮する。
- 時間待ち車両のエンジン音、話し声、ラジオ等の不要な騒音により、周辺住民に迷惑をかけないように配慮する。
- 著しい騒音・振動が発生すると予測される作業時には、あらかじめ周辺住民へ周知を図る。
- 工事期間中に工法、使用機械、防止対策又は作業時間等を変更した場合や工事工程が当初予定よりも延びる場合には、必要に応じて周辺住民に周知を図り、理解を得るよう努める。
- 苦情処理の責任者を明確にし、苦情・要望には速やかに誠意を持って対処する。
- 騒音・振動の低減に向けて、下請け業者も含めて作業員への教育及び指導等を徹底する。